平成２９年（フ）第７１号
岐阜市北一色８丁目７番16号
債務者　中島　弘樹
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１４号
北海道根室市駒場町１丁目１番地９　駒場団地４棟37号
債務者　船木　　博
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第２５０号
愛知県半田市緑ケ丘13丁目29番地の２　緑ケ丘住宅４棟101号
債務者　山本　敏光
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３１号
名古屋市緑区曽根２丁目433番地　ユーハウス左京山203号
債務者　加藤　幸博
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２号
函館市戸倉町16番21号
債務者　佐々木美紀子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１５３号
愛知県岡崎市真宮町４－４　メローズ真宮１Ｂ、住民票上の住所静岡県磐田市白羽432番地１
債務者　松井　大雛
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
愛知県知立市新池３丁目108番地　レジデンス新池101号
債務者　豊嶋　勇一
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田210番地７
債務者　細田　　忠
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２０２号
埼玉県日高市大字原宿280番地９
債務者　山本　恵美
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１８号
埼玉県所沢市三ケ島５丁目453番地の３　エクセレンス豊泉202
債務者　小久保加奈（旧姓土居内・田口）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２７号
埼玉県所沢市宮本町１丁目６番７号　尾花コーポ202
債務者　竹内　美和
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２２号
埼玉県川越市広栄町４番地３（シャルム広栄町Ｂ101号室）、前住所埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目671番地の１　レクセルマンション狭山ヶ丘208
債務者　森　　紅音
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７１号
新潟県長岡市悠久町４丁目26番地
債務者　土井　雄矢
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３６１０号
東京都葛飾区東金町１丁目36―１―834
債務者　塩崎　一夫
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６４１号
東京都東久留米市東本町８―10―302
債務者　有野　瑛子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６４２号
東京都町田市三輪町1099―12　ウインベルＢ103
債務者　碇山　　歩（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部